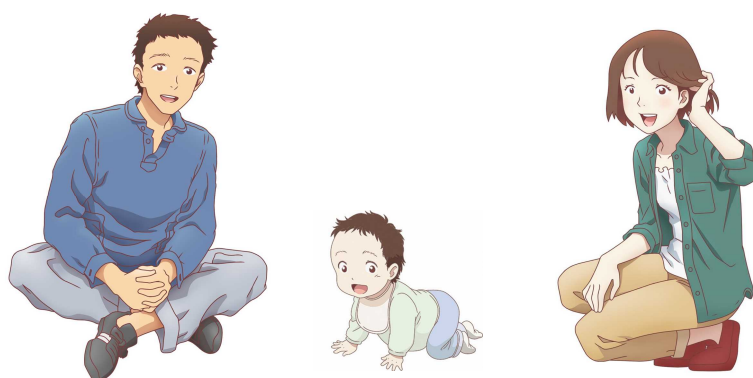


令和7年度 相生市保育施設のしおり



入所申込みの受付期間

一斉申込み
(1次受付)

第一希望の保育所：令和6年11月5日（火）13：30～15：00
※受付日当日にお越しいただけない場合は、11月22日（金）までは各保育施設にて受付しておりますので各保育施設にご連絡ください。

一斉申込み
(2次受付)

子育て元気課：令和6年12月2日（月）～令和7年2月10日（月）
（受付時間 平日 8：30～17：15）

随時申込み

子育て元気課：利用開始月の前々月の16日から前月の15日まで
（受付時間 平日 8：30～17：15） ※例外あり

相生市健康福祉部子育て元気課

電話 0791-22-7175

概要

入所するには？

保育施設の入所について、申請書及び必要書類を期日までに子育て元気課にご提出ください。必要書類については、世帯の状況に応じて異なります。

※ 一斉申込みの時は、提出場所が各保育施設となります。

参照ページ → P8, 12

入所までの流れ

申請

- ・毎月の入所申込みの締切は、入所を希望する月の前月の15日（土・日・祝日の場合はその翌開庁日）です。 ※例外あり
- ※ 一斉申込みは受付時期が異なります。



参照ページ → P9～10

入所者の選考

- ・各世帯の状況を点数化し、点数の高い方から内定を決定します。
- ・定員の都合により、希望保育施設に入所できないことがあります。



参照ページ → P13

内定・面接

- ・内定となった場合、電話もしくは文書（施設利用調整結果通知）でその旨を通知します。
- その後、内定先の保育施設での面接がまだの場合は、面接の日程を決めるために、保育施設にご連絡ください。



参照ページ → P9～10

結果の通知

- ・入所承諾書もしくは保育所入所保留通知書を送付します。
- ・入所となった場合は、概ね1週間程度の慣らし保育があります。

参照ページ → P9～10, 17

保育施設の見学

保育施設では行事のある場合などを除き、見学を随時受け付けています。

事前に見学が可能か各保育施設へ電話で確認をお願いします。

保育時間について

- ・保護者の仕事や勤務時間などを考慮して、保育時間が決定されます。

参照ページ → P11, 17

保育料について

- ・保育料は、世帯の所得に基づき決定されます。

参照ページ → P18～20

目次

■ 就学前の子どもを対象とした教育・保育施設について

1. 相生市保育施設一覧表	1
2. 保育所・認定こども園・幼稚園の違い	3
3. クラス年齢	4
4. 教育・保育給付認定	4

■ 入所の申請について

1. よくある質問①	5
2. 提出書類	8
3. 申込みから内定までの流れ	9
4. 保育を必要とする事由、認定に必要な書類	11
5. 選考基準	13
6. 相生市民の方が相生市外の保育施設へ申込みをする場合	13

■ 保育施設入所内定後について

1. よくある質問②	14
2. 保育時間と延長保育	17
3. ならし保育	17
4. 保育施設利用にかかる費用	18
5. その他入所に関すること	24

■ 施設等利用給付認定について

1. 施設等利用給付認定区分	25
2. 必要書類	25
3. 各利用料	26

■ その他の保育サービスについて

1. 一時預かり	27
2. 病後児保育	27

■ 市内各保育施設の情報について

28

就学前の子どもを対象とした教育・保育施設について

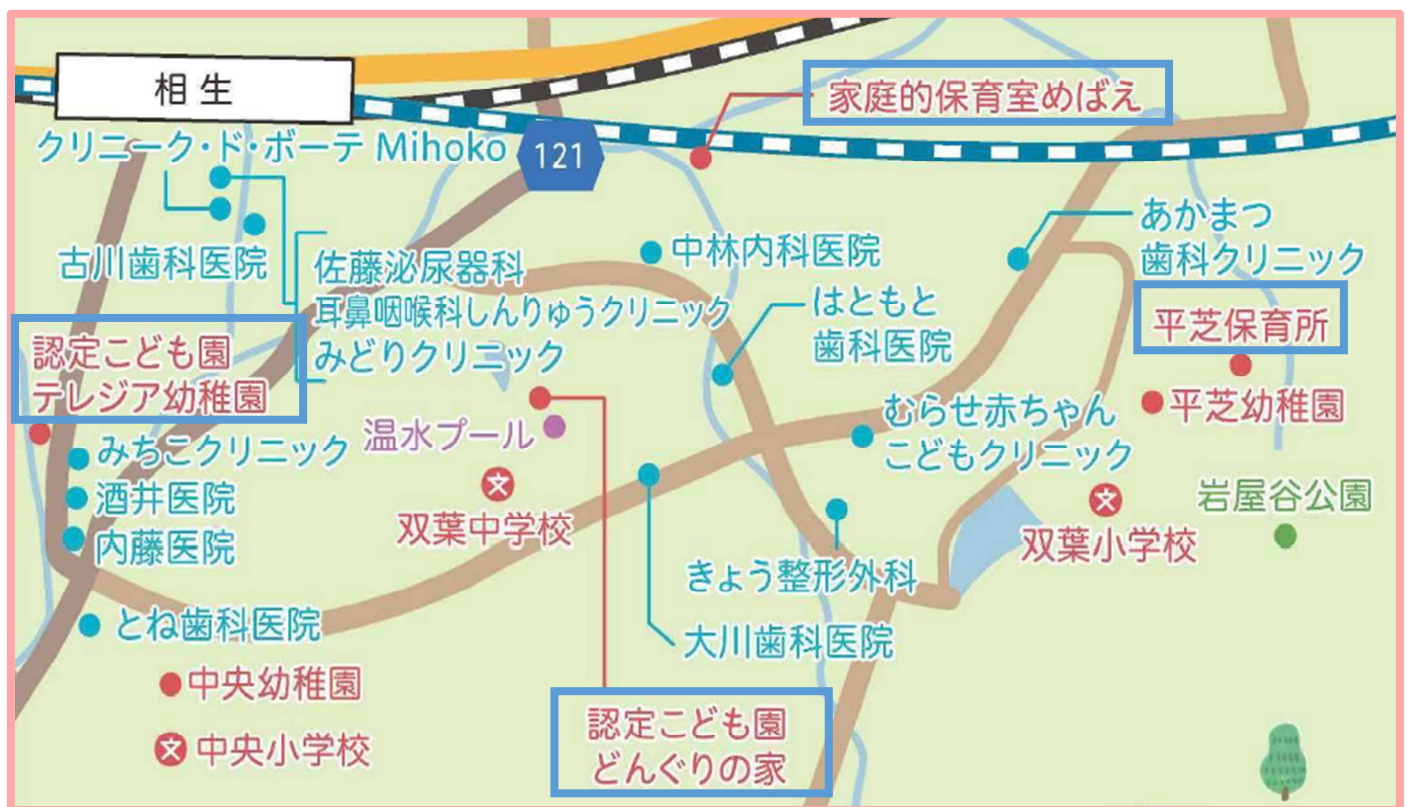
1. 相生市保育施設一覧表（令和6年9月1日時点）

	保育施設名	所在地	電話番号	定員	対象年齢 (令和7年4月1日現在)
公立	相生保育所	汐見台2番地2	22-7135	70	0歳児（概ね6ヶ月）から5歳児
	平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137	70	
	矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122	55	
私立	八幡保育所	那波本町17番30号	22-1525	60	0歳児（概ね6ヶ月）から5歳児
	保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333	31	0歳児（概ね2ヶ月）から2歳児
	認定こども園 どんぐりの家	双葉一丁目4番3号	22-0708	101	0歳児（概ね2ヶ月）から5歳児
	認定こども園 テレジア幼稚園	栄町17番7号	23-5141	60	1歳児（満2歳）から5歳児
	家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	23-7441	5	0歳児（概ね5ヶ月）から2歳児
	小規模保育 キッズサポート ひかりが丘保育園	ひかりが丘20番地1	23-1165	12	1歳児から2歳児

保育施設 MAP

<相生市 東部>

※ 相生保育所・矢野川保育所はR3.4.1から仮設園舎（汐見台2番地2）へ移転しています。



<相生市 北部>



<相生市 南部・西部>



2. 保育所・認定こども園・幼稚園の違い

保育施設とは、保護者が仕事・病気等の理由により家庭で児童の保育ができない場合、小学校に入学するまでの児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。相生市内には公立・私立の保育所（園）、私立の認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育室があります。（1，2ページ参照）

※対象年齢や保育時間は施設により異なります。

施設	特色		休園日
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う施設	【3～5歳児】 ・朝から昼過ぎまでの教育	土・日・祝日 長期休暇（夏期休業等）
保育所	就労などのため家庭での保育ができない保護者に代わって保育する施設	【0～5歳児】 ・朝から夕方までの保育	日・祝日・年末年始等 施設が定める日
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を あわせ持ち、地域の子育て支援も 行う施設	【0～2歳児】 ・朝から夕方までの保育 【3～5歳児】 《幼稚園部分》 朝から昼過ぎまでの教育 《保育所部分》 朝から夕方までの保育	《幼稚園部分》 土・日・祝日 長期休暇（夏期休業等） 《保育所部分》 日・祝日・年末年始等 施設が定める日
小規模保育・ 家庭的保育室	少人数（19人以下）を対象に、 家庭的保育に近い雰囲気のもと、 きめ細かな保育を行う施設	【0～2歳児】 ・朝から夕方までの保育	日・祝日・年末年始等 施設が定める日

- 保育所・小規模保育事業所・家庭的保育室は、幼児教育や集団生活を経験させること、友達をつくることのみを目的とする場合は利用できません。
- 入所前面談等を行った結果、保育することが困難と施設長が判断した場合、入所できないことがあります。
- 保育施設では、原則として薬はお預かりできません。
- 保育施設では、診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応（除去など）を行います。しかしながら、施設の人員体制や設備等の事情により対応が困難な場合には、家からお弁当をお持ちいただく場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 障害や発達の遅れなどにより、集団保育において支援や配慮が必要な場合には必ず申込時にお申し出ください。なお、症状や程度によっては施設の人員体制や設備等の事情により対応が困難な場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 災害や新型感染症等の流行等により児童の安全が確保できないと施設長が判断した場合には、休園措置等を取る場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. クラス年齢

保育所は、0～5歳児までの児童が対象です。

認定こども園は、認定区分により対象年齢が異なります。

(1号認定は3～5歳児までの児童が対象、2・3号認定は0～5歳児までの児童が対象です。)

※ 令和7(2025)年4月1日時点の受入クラスは、下記の通りです。

クラス年齢	児童の生年月日	認定区分
0歳児	2024.4.2 (R6.4.2) ~	3号
1歳児	2023.4.2 (R5.4.2) ~ 2024.4.1 (R6.4.1)	3号
2歳児	2022.4.2 (R4.4.2) ~ 2023.4.1 (R5.4.1)	3号(2号)
3歳児	2021.4.2 (R3.4.2) ~ 2022.4.1 (R4.4.1)	1・2号
4歳児	2020.4.2 (R2.4.2) ~ 2021.4.1 (R3.4.1)	1・2号
5歳児	2019.4.2 (H31.4.2) ~ 2020.4.1 (R2.4.1)	1・2号

4. 教育・保育給付認定

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。幼稚園・保育所・認定こども園等の施設を利用していただくためには、下記のいずれかの認定を受けることが必要です。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設				
		幼稚園	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育所部分)	保育所	小規模保育・ 家庭的保育室
1号	満3歳以上で教育を希望する児童	○	○			
2号	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○
3号	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○

- 2号または3号の認定を受けた場合、保育の必要量に応じ施設の利用時間が「保育標準時間(1日最長11時間)」と「保育短時間(1日最長8時間)」に区分されます。区分された時間以上に保育を希望する場合は、延長保育による対応となります。(17ページ参照)
- 認定通知書は、申請後30日を超えての交付になる場合があります。ただし、保育施設の利用を保証するもの(内定通知)ではありません。
- 令和元年10月から始まった幼児教育・保証の無償化に伴い新たな認定区分が追加されました。詳しくは、25ページを参照してください。

入所の申請について

1. よくある質問①

Q1 保育施設の入所は先着順で決まりますか？

入所内定については抽選や先着順ではありません。申込み人数が定員を超えた場合は、保護者の保育の必要性や家庭状況を点数化し、点数が高い方から順番に入所選考（利用調整）を行います。

申込み人数が定員を超えた場合や欠員がない場合は、ご希望通りの施設に入所できません。

Q2 希望園を1つに絞ったほうが優先されますか？

選考基準として保護者の保育を必要とする事由から利用調整基準表に基づきポイント付けを行い、優先度の高い方から順番に案内をします。そのため、保育施設を1つに絞ることによって優先度が高くなることはありません。

また、その他の園も希望すると申請されている方で、第1希望～第5希望までに内定が出なかった場合は、ご希望されている保育施設以外に空きが出た時も優先度の高い順番に案内を行います。

Q3 利用保留だった場合、新たに申込みは必要ですか？

令和6年度の利用申込みは、妊娠・出産で申込みしている場合を除き、令和7年3月末まで有効なため、令和6年度分としての再提出はありません。

ただし、令和7年度分に関しては、保育施設利用者も待機者も必ず利用申込みが必要となりますので、各申込み期限までに忘れずにお申し込みをお願いいたします。

Q4 きょうだい同時の申込で、別々の施設になることはありますか？

施設では年齢によって利用枠数や申込者数が異なり、利用選考基準に基づく優先度の高い方から利用決定となるため、きょうだいでも別々の施設になることもあります。

また、調整の結果、上のお子さまだけが入所、下のお子さまが待機になった場合は、保護者が入所予定月の月末までに復職しなければ、上のお子さまは退所となります。

Q5 年度途中からの利用を希望しています。8月から仕事が決まっており、8月からの利用を希望ですが就労での申込みはできますか？（1号認定を除く）

8月からの利用希望については申込み受付期間（6月16日～7月15日）までに申込みを行ってください。就労証明書等は採用予定でも受け付けておりますので就労での申込みも可能です。採用予定の場合、就労証明書の勤務時間欄については3ヶ月分の見込時間が記入されたものを提出してください。
（就労開始後に3ヶ月の実績が記載された就労証明書を再提出してください。）

Q6 4月1日利用希望の場合には、いつの就労実績が基準ですか？
（1号認定を除く）

申込み時に提出された証明書の直近3ヶ月の就労実績が基準となります。
（例）令和7年4月利用申込みについて、受付期日が令和6年11月中となるため勤務先が証明できる直近の実績3ヶ月分（令和6年8月分～10月分）となります。10月分の実績が出ない場合は、令和6年7月分～9月分を記入したものを提出してください。

Q7 これから出産するのですが、出産前に申込みはできますか？

出産前のお子さまについての申込みは受け付けておりません。出生後、保育施設の受入可能月数をご確認のうえ、申込みください。
ただし、すでにお上の子さまがいて、妊娠・出産に伴い、お上の子さまについて申し込む場合は、出産予定日の8週前の月初日から出産日の8週後の月末日までの入所期間でお申し込みが可能です。

Q8 内定を取り下げた場合、今後の調整で減点されますか？

内定を取り下げたからといって減点はされませんが、毎月調整できる人数には変動があり、翌月にまた内定がでるとは限りません。
また、毎月新しい方が申込みを行うため、その方々の優先度が高ければ結果的に利用待ちの順番が下がることもあります。

Q9 転園はできますか？

転園の申込みが必要です。ただし、今通っている保育施設に属したままでの申込みはできないため、一旦退所してからの申込みとなります。

そのため、新規申込みの児童と同等の選考となり、選考の結果、転園先を利用できない場合は待機となります。

また、利用調整の結果、希望保育施設に空きがない場合も、今通っている保育施設に戻ることはできません。

Q10 相生市に住所がありますが、市外の保育施設に申込みはできますか？

申込みは可能ですが、申込みには勤務地等の要件が必要な場合があります。

保育所の空きがあるか、市外の受入をしているか、いつまでに手続きをする必要があるか等を希望施設所在地の市区町村に確認のうえ、子育て元気課にて申込みの手続きをしてください。

参照ページ → P13

Q11 市外に住所がありますが、相生市の保育施設に申込みはできますか？

申込みは可能です。市外からの申込みについては、住民票のある市区町村への申込みとなります。そのため、お住まいの市区町村の保育担当課に市外への申込みが可能かご確認ください。

申込みについては、相生市の受付締切に合わせて手続きを行ってください。必要書類に関しては、12ページを参照してください。

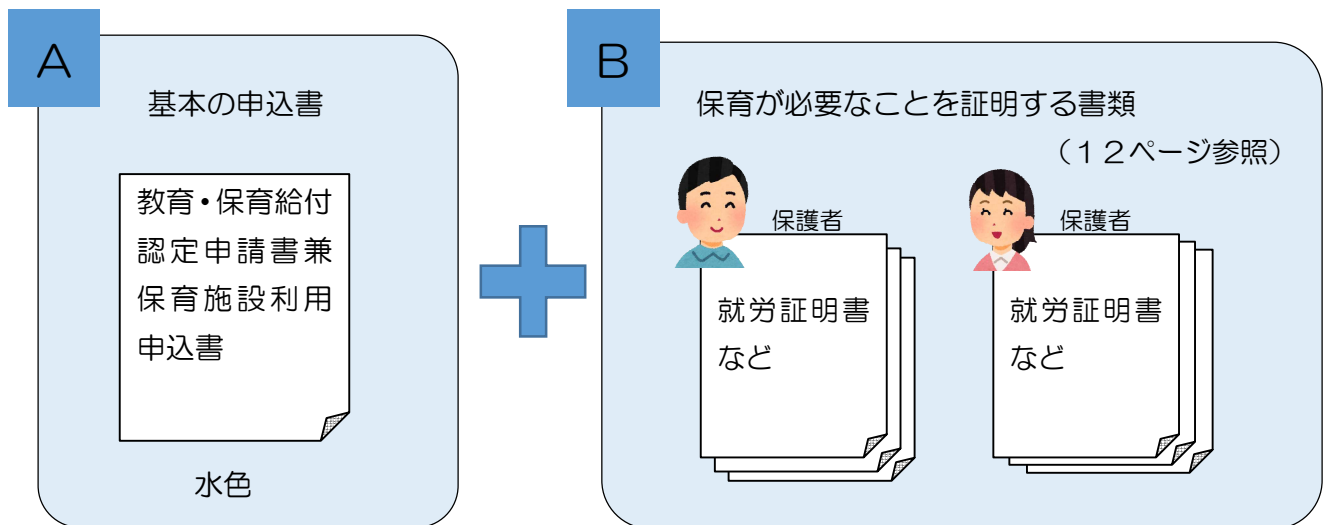
また、相生市に転入予定の方は、転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書や賃貸契約書の写し等を併せて提出してください。

(相生市に転入後、再度、相生市の窓口で申込み手続きが必要です。)



2. 提出書類

新しく申込みをされる方 **全員** に提出していただく書類



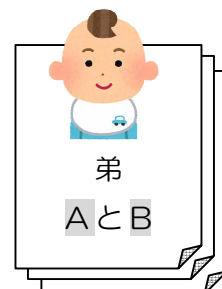
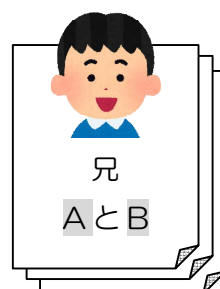
A を記入する上での注意事項

- ☆ 新規入所(転園希望者も含む)の方は、必ず第1希望から第5希望までご記入をお願いします。
- ☆ 在園児(継続希望)の方は、第1希望に現在通われている保育施設名のご記入をお願いします。
- ※ 転園を希望される場合は、現在利用中の施設を退所したうえで、転園希望先の新規入所扱いとなります。転園希望先の受入状況によっては、入所できない場合があります。その際、以前利用していた施設に継続児童として戻ることはできません。その点をあらかじめご了承のうえ、お申し込みをお願いします。

B の注意事項

- ☆ 就労証明書や診断書等は、保護者が追記したことが発覚した場合、その証明は無効となり、申込みができなくなることがあります。
- ☆ 保育が必要なことを証明する書類は、保護者全員分のご提出が必要です。
- ☆ 就労内定等でまだ勤務されていない場合は、4～6月の見込就労時間が記載された就労証明書を提出してください。(就労開始後に3ヶ月の実績が記載された就労証明書を再提出してください。)

※兄弟同時申込みをされる場合は、人数分の書類をご準備ください。



3. 申込みから内定までの流れ

2025年4～6月入所希望の場合

（転園も同じ日程で
受付しています。）

認定・入所の 申請



入所審査及び 利用施設の調整



内定・面接の お知らせ



認定証及び 入承諾書の交付

- 受付期間
【1次】令和6年11月5日（火）
※11月22日（金）までは各施設にて受付可能
【2次】令和6年12月2日（月）～令和7年2月10日（月）
（土・日・祝日を除く）
※2次は欠員の募集となります。
- 受付時間
【1次】受付日当日 13:30～15:00
当日以降 各保育施設にご確認ください。
【2次】平日8:30～17:15
- 受付場所
【1次】第1希望の保育施設
※面接がありますので、入所予定のお子さまを連れて
お越しください。
【2次】子育て元気課（福祉会館2階）
※保護者の方が、申請書を窓口にご提出してください。

- 申請者が受入可能人数を超える場合は、市にて入所に関する審査を行い、入所者を選考します。
- 提出書類の不足や不備がある場合には、点数を算定することができず、本来の点数より低く算定され、入所審査で不利になる場合があります。

- 内定者には、「施設利用調整結果通知」でお知らせします。
【1次】1月中旬ごろ
【2次】3月中旬ごろ
- 面接（面接時点では、入所の可否は未定です。）
※第1希望以外で内定ができた場合のみ
【1次】1月下旬を予定しております。
（園により異なります。）
【2次】随時行います。

- 内定者への正式な選考結果は面接後、「入所承諾書」「認定証」等の入所に関する書類を郵送します。
- 希望保育施設に空きがない等、選考の結果入所できなかった方には、「保育所入所保留通知書」を郵送します。
【1次】1月中旬ごろ
【2次】3月中旬ごろ
※通知書は1回だけ送付し、それ以降については入所が内定するまで通知書は送付しません。

（転園も同じ日程で
受付しています。）

2025年7月～2026年3月入所希望の場合

認定・入所の 申請



- ・受付期間 入所を希望する月の前月の15日まで
(土・日・祝日の場合はその翌開庁日)
※下記の事由の場合は受付期間が異なります。
 - ・育休復帰……………3ヶ月前
 - ・妊娠・出産……………出産予定日の8週前の月の前月
- ・受付時間 平日8:30～17:15
- ・受付場所 子育て元気課(福祉会館2階)
※保護者の方が、申請書を窓口へ提出してください。

入所審査及び 利用施設の調整



- ・申請者が受入可能人数を超える場合は、市にて入所に関する審査を行い、入所者を選考します。
- ・提出書類の不足や不備がある場合には、点数を算定することができず、本来の点数より低く算定され、入所審査で不利になる場合があります。

内定・面接の お知らせ



- ・内定者には、毎月の締切日以降に電話でお知らせします。
- ・内定後、保育施設との面接の日程を決めるために、保育施設にご連絡ください。
(面接時点では、入所の可否は未定です。)

認定証及び 入承諾書の交付

- ・内定者への正式な選考結果は面接後、「入所承諾書」「認定証」等の入所に関する書類を毎月末までに郵送します。
- ・希望保育施設に空きがない等、選考の結果入所できなかった方には、「保育所入所保留通知書」を郵送します。
※通知書は1回だけ送付し、それ以降については入所が内定するまで通知は行いません。(必要な方はその都度ご連絡ください。)

注意

(年度当初・年度途中共通)

- ☆ 待機中に家庭状況や就労状況、認可外保育施設利用、育児休業の延長、希望保育施設の変更などがあった場合は、必ず子育て元気課まで連絡してください。
- ☆ 電話で内定をお知らせした際、内定受託、もしくは辞退のお返事は早めにお願ひします。
(次点の方へ案内する必要があるため。)
- ☆ 入所前に、市外への転出や保育施設の入所の必要がなくなった場合には、必ず子育て元気課に連絡のうえ、「辞退届」を提出してください。
- ☆ 市外の保育施設をご希望の場合は、13ページをご参照ください。

4. 保育を必要とする事由、認定に必要な書類

2・3号認定を受ける方は、下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。保育を必要とする事由が変更になった場合は毎月20日までに変更届を、転職した場合は早めに就労証明書（転職先での3ヶ月の実績が記載されたもの）を提出してください。

保育を必要とする事由	保護者の状態		保育必要量※1	入所可能期間※2
就労	家庭内外で日常の家事以外の仕事をしている場合	月60～120時間未満※3	保育短時間	就労している期間
		月120時間以上	保育標準時間	
求職活動	就職活動を行っている場合		保育短時間	年度内で90日以内
育児休業※4	育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合		保育短時間	育児休業期間
妊娠・出産※5	妊娠中または出産後で休養が必要である場合		保育標準時間	出産予定日の8週前の月初日から出産日の8週後の月末日まで
疾病・障害	病気や負傷、心身に障害がある場合		保育標準時間	療養を必要としなくなるまで
親族の介護・看護	親族を常時介護、看護している場合		保育標準時間	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災、風水害、地震により、その住居や家財に損害を受け、その復旧の間、児童を保育できない場合		保育標準時間	必要な期間
就学	学生の場合(職業訓練校等における職業訓練も含む)	月60～120時間未満※3	保育短時間	就学している期間
		月120時間以上	保育標準時間	
その他	児童虐待やDVのおそれがある場合 その他市長が認める場合		保育標準時間	必要な期間

※1 保育必要量とは、「保育を必要とする事由」と保護者の状況に応じて必要とされる保育時間のことです。なお、「保育標準時間」に該当する場合でも希望により「保育短時間」の利用をすることが可能です。(利用者負担額はそれぞれ異なります。)

※2 入所可能期間に期限のあるものは、期限日をもって退所となります。「妊娠・出産」以外の事由で入所している場合で継続を希望する時は、期限月の20日までに保育を必要とする事由の変更申請が必要です。(「妊娠・出産」の場合は、継続入所はできません。)

※3 月の就労等の時間が120時間未満であっても、就労時間帯等の都合により施設が設定する「保育短時間」を超えて利用が必要な場合は、「保育標準時間」での申請が可能です。

※4 「育児休業」での新規の申込みはできません。

申請の際には、すべての必要書類をそろえてご提出ください。

必要書類の提出がない場合は、保育施設へ入所できる基準に該当しないものとして保育の実施を解除（退所）することになりますので、予めご承知ください。また、入所申込書等の記載内容と事実が異なる場合にも、保育の実施を解除することがありますので重ねてご承知ください。

保育を必要とする事由	必要書類	
就労 ^{※6}	法人の従業員または自営業主（法人）	就労証明書（勤務先で証明を受けたもの）
	自営業主（個人）	就労証明書及び確定申告書 ^{※8}
	自営業主（個人）の従業員 ^{※7}	就労証明書及び働いていることがわかる書類 ^{※9}
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 就労予定申立書（求職方法を記載したもの） 公共職業安定所（ハローワーク）から交付を受けている「受付票」 	
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業証明書（勤務先で証明されたもの） 育児休業中の保育の実施申立書 	
妊娠・出産 ^{※5}	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の表紙及び出産予定日がわかるページ 妊娠・出産申立書 	
疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> 疾病や傷害の内容や程度、療養の期間がわかる診断書^{※10}や障害者手帳等 申立書 	
親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 介護・看護を受ける親族がその必要があるとわかる診断書や障害者手帳等 申立書 	
災害復旧	り災証明書	
就学	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書、学生証、合格通知等 時間割表、カリキュラム等 	
その他	状況によって異なるため、子育て元気課へ必要書類をご確認ください	

※5 「妊娠・出産」で入所した場合は期間終了後に退所となり、事由の変更はできません。

※6 育児休業からの復帰の場合は、復帰予定年月の3ヶ月前から「就労」で申請が可能です。

※7 自営業主（個人）が親族以外の第三者の場合は、働いていることがわかる書類は不要です。（就労証明書のみご提出ください。）

※8 開業したばかりで確定申告をしたことがない場合は、開業届、営業許可証、契約書または請求書等の写しを提出してください。

※9 働いていることがわかる書類とは、就労者の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書、給与明細または勤怠管理表等の写しです。

※10 診断書は診断名、症状及び家庭での保育が困難な理由、期間の記載があれば様式は問いません。

5. 選考基準

選考基準として、保護者の保育を必要とする理由に利用調整基準表（基準指数）に基づき、父母それぞれの点数を算出し合計点数により優先度の高い家庭から案内を行っています。さらに、ひとり親・育児休業明け・きょうだい等の要件により加算があります。同点の場合の記載については、市内在住者・虐待等のおそれがある世帯などを優先しご案内いたします。

$$\text{選考基準} = \text{基準指数} + \text{調整指数}$$

基準指数

基準要件	点数
就労時間が60時間以上	6～10点
妊娠・出産	8点
保護者の疾病・障害	6～10点
親族の介護・看護	6～9点
求職活動	3点
就学	5～10点

調整指数

調整要件	点数
ひとり親	15点
育児休業明け	3～5点
きょうだいが入所している施設を希望	2点
きょうだいと同時に同一の施設を希望	1点

※基本的な要件を記載しています。

6. 相生市民の方が相生市外の保育施設へ申込みをする場合

- ① 事前に希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に締切日等をお問い合わせください。
※市区町村によって申込み受付期間や必要書類、選考基準等が異なります。

- ② 申込書類を相生市役所子育て元気課の窓口にご提出ください。

提出期限 ①で確認していただいた締切日の**7～10日前**
(③で書類を転送する期間が必要となるため。)

- ③ 相生市子育て元気課が、希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に申込書類を転送します。
- ④ 希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課で入所選考が行われます。
- ⑤ 選考の結果は、相生市役所子育て元気課からお知らせします。
- ⑥ 相生市から転出予定の方は、入所内定の可否にかかわらず他市区町村へ転入手続きを済ませたら、転出先の市区町村で改めて入所申込みを行ってください。

保育施設入所内定後について

1. よくある質問③

Q1 転職しました。何か手続きはいりますか？

転職された場合、転職先の就労証明書の提出が必要です。提出先は、子育て元気課が利用されている保育施設です。

Q2 仕事を辞めました。保育施設は退所しなければいけませんか？

仕事を辞めたことで、保育を必要とする事由に当てはまらなくなった場合は、退所となります。ただし、新しい仕事を探される場合は、「求職活動」に事由の変更をすることで、仕事を辞めた日から90日間は継続して入所することができます。

90日以内に新しい仕事に就いて、就労証明書と変更届を提出してください。提出ができない場合は、90日を過ぎた月の月末で退所となります。

※「求職活動」が使えるのは、同一年度に1回のみです。

Q3 就労で入所していましたが、妊娠したので退職しました。何か手続は必要ですか？

妊娠により退職された場合は、保育を必要とする事由が「妊娠・出産」に変更となります。また、入所可能期間の終了後は退所となります。

Q4 保育施設を退所したいのですが、どうすればいいですか？

子育て元気課に「退所届」を提出してください。「退所届」は子育て元気課に用意しています。

退所後に、再度保育施設の利用を希望する場合は、改めて新規で申込みが必要です。

Q5 上の子が保育施設利用中です。下の子の育児休業を取得した場合は、上の子は保育施設を退所しなければいけないですか？

利用期間については、最長、育児休業取得対象の子ども（下のお子さま）が満一歳に達する日の月末まで現在利用中の子ども（上のお子さま）は継続利用できます。

また、育児休業を取得した場合は、保育を必要とする事由を「就労」から「育児休業」に変更する手続きがありますので、子育て元気課までお申し出ください。

※下のお子さまの満1歳の誕生日までに、下のお子さまの保育利用が決まらなかったためやむを得ず育児休業を延長した場合は、延長後の就労証明書の再提出により継続利用できます。（下のお子さまの利用申込の遅れ等の場合を除く。）

Q6 育児休業中に保育を利用していましたが、仕事復帰の際に手続きは必要ですか？

保育を必要とする事由を「育児休業」から「就労」に変更する手続きのため、仕事に復帰する月の前月20日までに変更届と復職証明書の提出が必要です。

Q7 公立と私立で保育料は違いますか？

公立と私立の保育施設の通常保育にかかる保育料は同じですが、入園時の諸経費や、毎月または特定月に発生する諸費用は、施設により異なります。詳しくは、ご希望の保育施設までお問い合わせください。

Q8 保育料はどのように算定されますか？

保育料は児童の年齢（4月1日時点）と認定区分により異なります。保育料の算定については、保育施設等を利用する児童の父母の市民税所得割課税額の合算額によって決定します。詳しくは、18ページ以降を参照してください。

Q9 欠席した場合も利用者負担額（保育料）はかかりますか？

通所の有無にかかわらず、利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。
また、正当な理由なく1ヶ月を超えて休んだ場合は退所となります。

（※ご事情により返還する場合がございますので、ご相談ください。）

Q10 年度途中で3歳になった場合、保育料は無償になりますか？

保育料は、4月1日時点の年齢を基準とするため、年度途中で無償化の対象にはなりません。ただし、課税年度の変更に伴い、9月分からの保育料が変わる可能性があります。

Q11 ひとり親家庭の保育料は、必ず無料になりますか？

ひとり親家庭の場合も、世帯の課税状況に応じて保育料を算定しますので、住民税課税世帯については有料となります。ただし、ひとり親家庭等であれば、所得に応じて保育料が減額されることもあります。詳しくは、19ページを参照してください。

Q12 保護者が単身赴任している場合も、市民税所得割課税額は合算されますか？

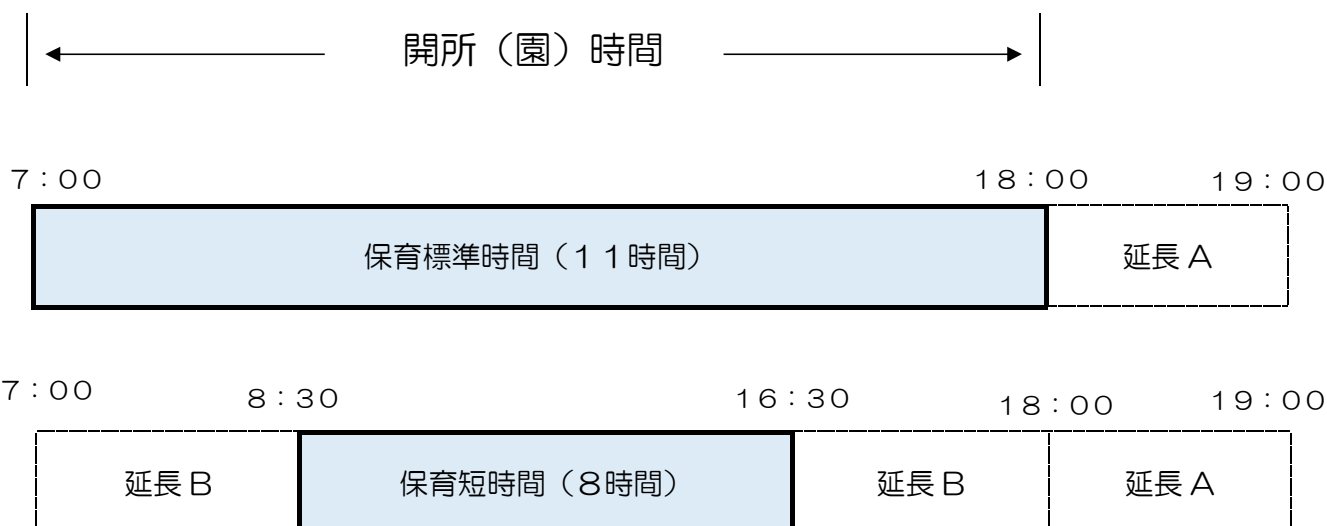
合算されます。前年に海外赴任をされていたなどで、市町村民税が課税されていなかった場合は、収入の見込みで算出した市町村民税所得割課税額で保育料を算定します。



2. 保育時間と延長保育

保育施設の開所（園）時間は、月曜日～土曜日の7時から18時です。（ただし、日曜日、祝日、年末年始等の閉所（園）日があります。）そのうち、保育施設を利用できる時間には「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。

- 保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間」（最大11時間）か「保育短時間」（最大8時間）のどちらかに決まります（11ページ参照）。また、保育時間を超えて延長保育の利用を希望する場合、**事前に利用施設に申請し、施設長の承認を受けることが必要です。**
- 実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などの状況に対して必要な範囲で決定されます。



※ 延長保育 **A**、**B**ともに別途延長保育料が発生します。

- **A**は月額最大3,000円
- **B**は各保育施設によって異なりますので直接保育施設へお問い合わせください。

3. ならし保育

保育施設での集団保育は、家庭とは環境が大きく変わることから、入所当初の長時間保育は子どもにとって心身ともに大きな負担になります。そのため保育施設では、入所後、概ね1週間程度は保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行い、徐々に保育環境への適応を図ります。詳しくは直接保育施設へお問い合わせください。ならし保育の期間は、保護者自身にて就労時間を調整する等の対応をしていただく必要があります。

4. 保育施設利用に係る費用

(1) 保育料（0歳～2歳児）

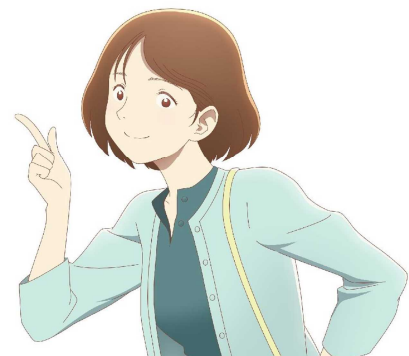
* 3歳児以上の保育料は令和元年10月以降は無償となっています。

保育料は、児童を保育施設で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて住民税額により決定することになっています。算定基準は以下のとおりです。他市に住民票がある方は、その市町村が保育料を決定しますので、お住まいの市町村にご確認ください。

保育料	算定方法
令和7年4月～8月分	令和6年度市民税所得割課税額で算定
令和7年9月～令和8年3月分	令和7年度市民税所得割課税額で算定

- 当該年度の市民税所得割課税額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。
- 相生市で当該年度の市民税所得割課税額が把握できる方は、原則、提出していただく書類はありません。税の申告をされていない方のみ、税務署もしくは課税課市民税係において、所得や控除等の状況がわかるように申告していただき、申告書の控えの写しをご提出ください。
- 祖父母等が入所児童と同居している場合は、祖父母等の市民税所得割課税額により利用者負担額が決まることがあります。

課税年度の変更に伴い、9月分から保育料が変わる可能性があります。
詳細な金額については、次のページをご確認ください。



《保育料基準表》

この保育料は、保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育、小規模保育施設に通う利用者が対象となります。

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの 属する世帯の階層区分			保育料（月額）	
階層区分	定 義		満3歳未満 ^{※1}	
			標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0円	0円
B	市民税非課税世帯		0円	0円
C	均等割額のみ	ひとり親世帯等 ^{※2}	6,000円	6,000円
		上記以外の世帯	15,000円	14,700円
D1	48,600円未満	ひとり親世帯等 ^{※2}	6,000円	6,000円
		上記以外の世帯	18,000円	17,700円
D2	48,600円以上 72,800円未満	ひとり親世帯等 ^{※2}	6,000円	6,000円
		上記以外の世帯	23,000円	22,600円
D3	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 ^{※2}	6,000円	6,000円
		上記以外の世帯	28,000円	27,500円
	77,101円以上	97,000円未満	28,000円	27,500円
D4	97,000円以上	133,000円未満	38,000円	37,400円
D5	133,000円以上	169,000円未満	42,000円	41,300円
D6	169,000円以上	301,000円未満	55,000円	54,000円
D7	301,000円以上	397,000円未満	66,000円	64,900円
D8	397,000円以上		78,000円	76,700円

※1 年度途中で満3歳になられた場合でも、その年度内は、引き続き満3歳未満の保育料が適用されます。

※2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯または父子世帯、在宅の障がい児（者）のいる世帯、生活に困窮している世帯をいいます。

- 市民税所得割課税額については、住宅取得等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。ただし、調整控除は適用され、定額減税は控除されます。
- 再婚、離婚等により利用者負担額の算定対象者が変わる場合は、事実の生じた翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、該当する場合は、すみやかに子育て元気課まで届け出てください。
- 利用者負担額は対象年の市民税所得割課税額に基づき算定を行っているため、内容に変更や誤りがあった場合は、利用者負担額を変更し、差額分について請求や返金となることがあります。

(2) 給食費

0～2歳児は、保育料の中に主食費（ごはん）、副食費（おかず、おやつ）が含まれています。給食費は幼児教育・保育の無償化の対象ではないので、3～5歳児は主食費と副食費が必要となります。

ただし、副食費は所得や保育所等に入所されているお子さまの人数などによって免除されることがあります。また、免除に該当しない場合、相生市では子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、副食費の一部を補助する助成制度（相生市独自事業）があります。

なお、主食費・副食費はまとめて施設が徴収します。お支払方法については、施設へお問い合わせください。

【副食費が免除となる場合】 … 手続きは必要ありません。

世帯年収	第1子	第2子	第3子
年収 360 万円未満相当	免除	免除	免除
年収 360 万円以上相当	保護者負担		免除

※ 0歳から小学校入学前までで保育所等に入所している子どもをカウントします。

【副食費の補助がある場合】 … 該当者に申請書を郵送します。

対象者	減免額	本人負担額
免除の対象外の方	2,000 円	2,500 円（市内保育施設） ※ 市外の場合は金額が異なります。

(3) その他の費用

保育施設によっては、制服や帽子などの費用（実費徴収）や特色のある保育のための費用（上乗せ徴収）が別途必要な場合があります。詳細は各保育施設までお問い合わせください。

(4) お支払方法

保育所の保育料は、相生市指定の金融機関において、下記のいずれかの方法で毎月お支払いください。認定こども園、家庭的保育室、小規模保育施設の保育料は、施設にお支払いください。また、納付方法については、施設に直接お問い合わせください。

【納期限】 毎月末（金融機関の休業日の場合は翌営業日）
※12月のみ25日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）となります

- 口座振替 … 入所および利用者負担額が決定した場合、「相生市保育所保育料預金口座振替依頼書」を郵送しますので、相生市指定の金融機関窓口にて金融機関で口座の確認を受けたあと、子育て元気課に市福祉事務所提出分を提出してください。
- ※ 口座振替の手続きには、1～2ヶ月かかります。手続き完了までの間は、納付書でのお支払いとなります。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、「自動払込利用申込書」に記入のうえ、直接ゆうちょ銀行へ提出してください。
- ※ 口座の変更や解約をされる場合は、子育て元気課までご連絡ください。
- 納付書 … 送付する納付書で、市役所本庁1階の指定金融機関派出所または相生市指定の金融機関の窓口にて納付してください。（コンビニエンスストアや電子決済は使用できません。）

《相生市指定の金融機関》

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・みなと銀行（本店・各支店） | ・兵庫西農業協同組合（本店・各支店） |
| ・播州信用金庫（相生支店） | ・相生市農業協同組合（本店） |
| ・姫路信用金庫（本店・各支店） | ・近畿労働金庫（相生支店） |
| ・兵庫信用金庫（本店・各支店） | ・ゆうちょ銀行 |
| ・西兵庫信用金庫（本店・各支店） | |

※納付書の場合、播州信用金庫と近畿労働金庫の各支店での納付は可能ですが、ゆうちょ銀行では納付できません。

便利な口座振替での納付をお勧めします！！

注意

保育料を滞納されると、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。相生市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料が未納の世帯に対して自宅・就労先への電話催告・訪問催告、滞納処分（預貯金や給与等の差押等）を行っています。

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当等のご相談に応じますので、相生市子育て元気課までご連絡ください。

(5) 多子世帯にかかる保育料軽減の適用

■ 対象となる世帯及び適用内容

次の①、②、③のいずれかに該当する世帯の場合、保育料が軽減されます。

① ひとり親世帯

母子・父子世帯、障がい者もしくは障がい児と生計を一にする世帯または生活保護法に定める保護基準に準じる世帯で、世帯の市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満の世帯の保育料について、第2子以降は無料となります。

② 市町村民税所得割額の合計額が57,700円未満の多子世帯

市町村民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯の保育料について、第1子は全額負担、第2子は半額負担、第3子以降は無料となります。

③ 市町村民税所得割額の合計額が57,700円以上の多子世帯

市町村民税所得割額の合計額が57,700円以上の世帯の保育料について、小学校就学前で、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所等（認可外の保育施設を除く）を利用している範囲において、最年長の子どもは全額負担、2番目の子どもは半額負担、3番目以降の子どもは無料となります。

■ 手続き方法

ひとり親世帯等および多子世帯の保険料の軽減にかかるお子さまの人数については、住民票により確認させていただきますので、原則申請は不要です。

ただし、入所児童とは別居であるものの、生計を一にする兄弟がいる場合には、子育て元気課までお問い合わせください。（勤務、就学、療養等の都合上別居している場合で、生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合に該当します。）

(6) 実費徴収にかかる補足給付制度

生活保護世帯および市町村民税非課税世帯の方を対象に、制服や帽子などの費用（実費徴収）の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等です。

また、手続きについては、対象者の方に相生市から書類を郵送しますので、指定期日までに子育て元気課にご提出ください。

《補助額》 1人当たり2,500円上限/月額

《補助対象となるものの例》

制服・体操服、ノート・絵本、おむつ、かばん、シール帳・連絡帳、名札、ふとんリース代、絵の具、カスタネット、卒業アルバム、共済保険

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、PTA会費、英語レッスン料、延長保育料

(7) ひょうご保育料軽減事業

子育てしやすい環境づくりを推進するため、子どもの保育料の一部を助成します。

■ 対象となる世帯

次の①～④のすべてに該当する世帯の場合、保育料の一部を助成します。

- ①子どもおよび保護者が相生市に住所を有していること。
- ②子どもが対象施設または事業を利用していること。
- ③子どもが保育料算定にあたり「第2子」もしくは「第3子以降」であるとして、前項（5）の多子世帯にかかる保育料軽減のいずれかが適用されていないこと。
- ④対象の子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）の市町村民税所得割額の合算額[※]が2・3号認定子どものうち、第1子においては57,700円未満、第2子以降においては155,000円未満（ひとり親世帯等においては169,000円未満）であること。

※ 市民税所得割課税額については、住宅取得等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。ただし、調整控除は適用され、定額減額は控除されます。

■ 対象となる世帯

対象の子ども1人につき、月額5,000円を超える保育料に対して助成します。ただし、保育料の1/2と補助基準額（第1子10,000円、第2子以降15,000円）の低い方を上限とします。

■ 手続きの方法

対象者の方には、相生市から書類を郵送しますので、指定期日までに子育て元気課にご提出ください。



4. その他入所に関すること

(1) 保育施設の入退所日

4月入所	入所式については後日保育施設よりご案内します。 ※通常保育は翌日からになります。
年度途中入所	入所希望月の1日から ※原則1日付けの入所となります。 ※利用者負担額の日割り計算はできません。
退所日	各月末となります。

(2) 休所（園）日

市内公立保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末・年始（12月29日～1月3日） ・その他市長が特に必要と認めた日（警報発令時など）
私立保育所（園） 私立認定こども園 家庭的保育室 小規模保育施設	市内公立保育園に準じて各保育施設で定めています。 詳しくは直接保育施設へお問い合わせください。

(3) 各種変更手続き

保護者の就労の状況や家庭の状況等、認定内容が変わる際には、変更の手続きが必要です。

手続きの締切日	変更が必要な月の前月20日 (土・日・祝日の場合はその翌開庁日)
必要書類	就労→育休 育休休業証明書（会社等にて証明されたもの） 育児休業中の保育の実施申立書
	育休→就労 復職証明書（会社等にて証明されたもの）
	求職→就労 就労証明書（内定含む）

- 就職先が変わった場合は、新しい勤務先の就労証明書を市役所または通っている保育施設に提出してください。
- 就労内定で入所した場合は就労後3ヶ月の就労実績が記載された就労証明書を再度提出してください。
- 家族の状況等に変更があった場合は、翌月からの変更に対応させていただく場合がありますので、子育て元気課にご相談ください。

施設等利用給付認定について

1. 施設等利用給付認定区分

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、保育所・認定こども園を利用していただくための従来の認定は「教育・保育給付認定」となり、新たに認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるための「施設等利用給付認定」が創設されました。

施設等利用給付認定の認定区分については、下記のとおりです。

※ 施設等利用給付認定に保育必要量の区分はありません。

施設等利用給付認定区分	対象となる児童	対象施設・事業
新1号	満3歳以上で、教育を希望する児童	新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校等
新2号	3～5歳児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	認可外保育施設、一時預かり事業（幼稚園型・一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
新3号	0～2歳児で、「保育を必要とする事由」に該当する市民税非課税世帯のうち、保育を希望する児童	

- 保護者が「保育を必要とする事由」に該当しない場合の上記の利用料については、無償化の対象外となります。「保育を必要とする事由」については、11ページを参照してください。

2. 必要書類

施設・事業名	必要書類
一時預かり事業（幼稚園型）	• 給付認定申請書 • 「保育を必要とする」ことを証明する書類
認可外保育施設等利用料 （認可外保育施設、一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用料）	

- 必要書類は、相生市子育て元気課で配布しています。
- 無償化の対象となるには、利用する月の前月末までに必要書類を提出し、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受ける必要があります。

3. 各利用料

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）

「保育を必要とする事由」に該当する場合、預かり保育利用料が、新2号認定子どもは月額11,300円まで、新3号認定子どもは月額16,300円まで無償となります。

- 新3号認定子ども（0～2歳児）は、市民税非課税世帯のみが対象です。
- 「保育を必要とする事由」に該当しない場合でも利用できますが、有償での利用です。
- 1号認定子どもの登園しない日や、登園時間以外に利用した場合、預かり保育利用料がかかります。（1号認定子どもは、夏季休業等の長期休暇があります。）

(2) 認可外保育施設等利用料

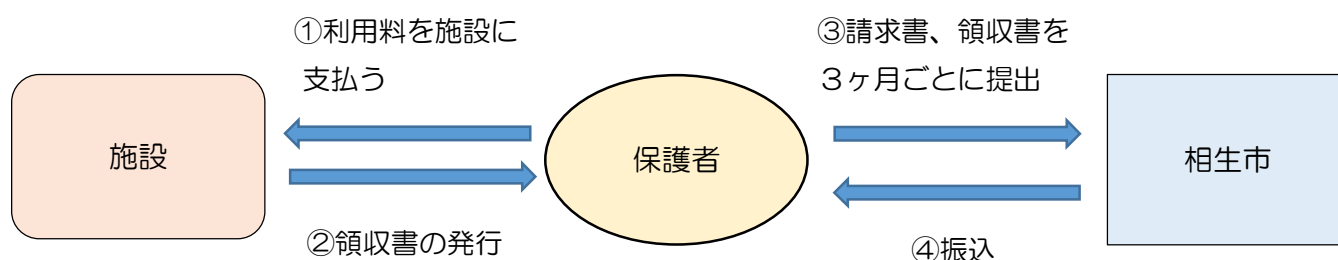
認可外保育施設等利用料が、新2号認定子どもは月額37,000円まで、新3号認定子どもは月額42,000円まで無償となります。

保育所・認定こども園等を利用していない児童が対象となります。

- 新3号認定子ども（0～2歳児）は、市民税非課税世帯のみが対象です。
- 市外の認可外保育施設等を利用している方でも、相生市子育て元気課へ申請手続きをしてください。
- 認可外保育施設は、県への届出および市への確認申請を行っている施設が対象となります。施設から県への届出および市への確認申請がない場合、保護者が無償化の要件を満たしていても、無償化の対象外となります。

(3) 手続きの方法

（例：4～6月分を7月に請求）



その他の保育サービスについて

1. 一時預かり

保護者の方が短時間勤務、冠婚葬祭、病気等のために一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、就学前の子どもを市内の保育施設で一時的にお預かりする制度です。

(1) 保育施設（令和6年9月1日時点）

保育施設名	所在地	電話番号
相生保育所	汐見台2番地2	22-7135
平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137
矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122
八幡保育所	那波本町17番30号	22-1525
保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333
認定こども園 どんぐりの家	双葉一丁目4番3号	22-0708
家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	23-7441

※対象年齢等は保育施設により異なります。

(2) 申込み方法

上記の保育施設へ空き状況をご確認のうえ、直接各保育施設にお申込みください。
また、利用料については各保育施設にお問い合わせください。

- 初めてご利用になる場合、事前に面接が必要となります。
- 保育施設の受入状況等の理由によりお預かりできないことがあります。

2. 病後児保育

病気やけがにより保育所などの集団保育に参加できない児童（生後3ヶ月～小学校6年生）を保護者によって施設で預かります。利用方法や利用料金等については、施設へ直接お問い合わせください。

《実施施設（令和6年9月1日現在）》

施設名	所在地	電話
保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333

市内各保育施設の情報について

1. 保育所・保育園

- 相生保育所
- 平芝保育所
- 矢野川保育所
- 八幡保育所
- 保育園ゆりかごの家

2. 認定こども園

- 幼保連携型認定こども園どんぐりの家
- 幼稚園型認定こども園テレジア幼稚園

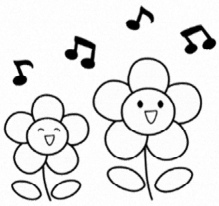
3. 小規模保育事業所

- 小規模保育施設キッズサポートひかりが丘保育園
- 家庭的保育室めばえ

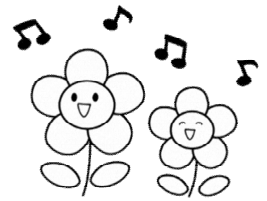


V 市内各保育施設の情報について

社会福祉法人 相生市社会福祉事業団



相生市立 相生保育所
相生市立 平芝保育所
相生市立 矢野川保育所



公設民営の保育所として、平成元年度より保育を行っています。3保育所とも四季折々の草花や小動物を身近に感じられる豊かな自然に囲まれ、『育てよう！未来にはばたく子どもたち』のスローガンに沿った保育に適した環境です。0歳児から5歳児までの子どもたちが散歩や行事を通して地域の方との触れ合いを大切にしています。

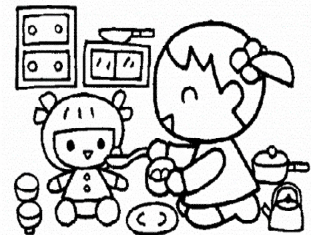
相生保育所

所在地 …… 汐見台2番地2
設置主体 …… 相生市（運営は相生市社会福祉事業団）
入所定員 …… 70名
対象年齢 …… 0歳児（概ね6ヶ月）から就学前まで
職員の状況 …… 所長・副主任保育士・保育士・栄養士・調理員・支援員
TEL…22-7135 FAX…25-5903



平芝保育所

所在地 …… 那波野1丁目6番13号
設置主体 …… 相生市（運営は相生市社会福祉事業団）
入所定員 …… 70名
対象年齢 …… 0歳児（概ね6ヶ月）から就学前まで
職員の状況 …… 所長・副主任保育士・保育士・栄養士・調理員・支援員
TEL…22-7137 FAX…22-7161



矢野川保育所

所在地 …… 汐見台2番地2
設置主体 …… 相生市（運営は相生市社会福祉事業団）
入所定員 …… 55名
対象年齢 …… 0歳児（概ね6ヶ月）から就学前まで
職員の状況 …… 所長・副主任保育士・保育士・栄養士・調理員・支援員
TEL…25-7122 FAX…25-7221

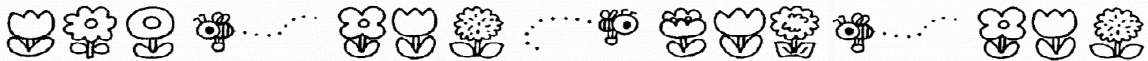


保育目標

- ・たくましい子
- ・思いやりのある子
- ・意欲的にあそぶ子

保育方針

- ・豊かで健全な心と体の基礎を培います。
- ・愛情をもってかかわり、健やかに安心してできる環境作りに努めます。
- ・子育て支援の拠点としての役割を果たしながら、ともに子どもの成長を喜び見守ります。



年間行事予定

- 4月 入所式
- 5月 参観日
- 7月 セタ会・プールあそび
- 8月 水あそび
- 10月 運動会
- 11月 お店屋さんごっこ
- 12月 クリスマス会
- 1月 たこあげ
- 2月 発表会
- 3月 ひなまつり会
修了式

- 《年》2回 内科健診
1回 歯科健診
- 《毎月》園外保育（お楽しみ会）
体操教室 誕生会
発育測定 避難訓練



◎3保育所交流◎

相生・平芝・矢野川保育所は、保育所が違っていても小学校は同じところに行くこともあり、5歳児の交流会を行っています。

【給食・おやつ】

保育所では栄養士が献立作成を行い、手作りの給食・おやつを提供しています。離乳食・除去食も個別に対応しています。

また、食育と旬のカテゴリを紹介した『給食のおたより』を毎月配布したり、各年齢に合ったクッキングをしています。

詳しくは相生市社会福祉事業団のホームページをご覧ください。
(<http://aioi-fukushi.jp/>)

しゃかいふくしほうじんはちまんほいくしよ
■社会福祉法人八幡保育所■

あゆみ 昭和27年宗教法人八幡保育所を設立する。後、昭和49年社会福祉法人八幡保育所となり、現在にいたる

所在地 〒678-0055 兵庫県相生市那波本町17-30
(TEL) 0791-22-1525 (FAX) 0791-22-1526

設置者 理事長 穂積由子

定員 60名

規模 敷地面積1,022.00㎡ 建築面積317.94㎡
延床面積466.32㎡

構造 鉄骨造2階

職員 施設長、主任保育士、副主任保育士、保育士、栄養士、調理師、事務員

方針

◎健康と安全を第一と考え、保護者が安心して利用できる保育サービスを提供する。

◎誰にでもわけへだてなく接し、常に児童の最善の利益を考えた保育をする。


目標

◎心身ともに健康な子に育てる。 ◎行儀のよい子に育てる。

特色

神社境内に位置し、自然に恵まれ、四季の移り変わりを身近に感じることが出来る環境にあります。「心身ともに健康な子に育てる」という保育目標に沿って、様々な体験活動を展開しています。その一つとして、体を動かすことの楽しさを実感し、基礎体力アップと集中力を養う「体操教室」を実施しています。また自分たちの手で野菜や米を育て、感謝をもっていただくことの大切さを学ぶ「食育」にも力を入れています。

そして就学前の5歳児は、和太鼓の練習を4月から始め、定期的に皆様の前で発表する機会を持っています。気持ちをひとつにし、毎日の積み重ねを怠らず、真剣にまっすぐ取り組む素晴らしさを知ります。やり遂げた後の達成感を味わうことによって、これから出会う様々な問題に打ち勝つ力を育てています。



おもな年間行事

- 4月入所式、5月個人懇談
- 6月オープン保育、7月夏祭り
- 10月運動会・バス遠足
- 12月生活発表会
- 3月卒園バス遠足、卒園式

施設見学や保育内容等のご質問、
保育所体験も随時受け付けてお
ります。お気軽にお問い合わせく
ださい。☎22-1525

ホームページはこちら ⇒ <http://www.ans.co.jp/n/hachiman/>

保育園ゆりかごの家



- ※ 乳幼児専門（生後2ヶ月～3歳未満児）の保育園です
- ※ 認定こども園どんぐりの家とは姉妹園です（連携施設）
- ※ 病後児保育（看護師 常勤配置）もおこなっています

所在地 相生市 大島町 12-8
設置主体 社会福祉法人 後楽園
入所定員 31名（0歳児10名・1歳児10名・2歳児11名）
対象年齢 0歳児（概ね2ヶ月）から3歳未満児まで
職員の状況 園長・主任保育士・保育士・看護師・栄養士（調理員兼務）・事務員
保育理念 子どもにとって最大の保育環境は保育士自身である
保育方針 個々の可能性を見出し、良い芽を伸ばします
環境・自然に感動し感性豊かな我慢強い子を育てます
「食べること」を根本に健康な身体作りを目指します
保育内容 乳幼児の集中訓練のための充実した手作り遊具が揃っています
月齢別、発達段階別にコーナーを設け探索活動が思う存分にできるよう
環境(保育室)を整えています
規則正しい生活習慣の中で、担当の保育士が保育を進めています
乳幼児専門施設として経験豊かな保育士を配置しています
認定こども園どんぐりの家と合同保育もおこなっています（体操・音楽教室）

※ 詳しくはホームページ (<http://www.yurikago-sun.com/>) をご覧下さい！
→ 保育園ゆりかごの家 にて検索してみてください!!

◆ おもな年間のよてい ◆

4月 入園式	10月 うんどうかい
5月 懇談会	12月 クリスマス会
6月 歯科検診	2月 節分・豆まき
7月 プール開き	生活発表会
	3月 お別れ会



保育園の見学など
お気軽に
お問い合わせ下さい!!
電話 22-0333

社会福祉法人後楽園 幼保連携型 認定こども園どんぐりの家



- ※ 生後2ヶ月から就学前の幼保連携型認定こども園です
- ※ 幼保連携認定こども園として教育面も充実しています!!
- ※ 看護師・保健師 も配置しています!

所在地	相生市 双葉1丁目4-3
設置主体	社会福祉法人 後楽園
入所定員	101名(2号・3号認定) 10名(1号認定) 計111名
対象年齢	0歳児(概ね2ヶ月)から就学前まで
職員の状況	園長・副園長・主幹教諭・保育教諭(幼稚園教諭・保育士) 看護師・保健師・管理栄養士・栄養士(調理員兼務)・事務員
保育理念	子どもにとって最大の保育環境は保育士自身である
保育方針	個々の可能性を見出し、良い芽を伸ばします 環境・自然に感動し感性豊かな我慢強い子を育てます 「食べること」を根本に健康な身体作りを目指します
保育内容	乳幼児の集中訓練のための充実した手作り遊具が揃っています 体力作りにチャレンジしています = 豊かな自然を生かした園外保育 教育面を重視・充実しています = 音楽教室・体操教室・英語教室・剣道教室 幼保連携型認定こども園として経験豊かな保育教諭を配置しています

※ 詳しくはホームページ(<http://donguri.sun.bindcloud.jp/>)をご覧ください!
→ 認定こども園どんぐりの家 にて検索してみてください!!

★ 年間行事 ★

4月 入園式	10月 運動会
5月 懇談会	11月 お芋ほり
6月 歯科検診	12月 クリスマス会
ペーロン船乗船	1月 松飾り制作
7月 セタ会	2月 節分・豆まき
プール開き	生活発表会
9月 防災訓練	3月 お別れ遠足
	卒園式



学校法人 淳心学院



テレジア幼稚園



テレジア様

- 所在地 相生市栄町17-7
- 設置主体 学校法人 淳心学院
- 入所定員 1号認定60名/2・3号認定60名
- 対象年齢 満2歳から就学前まで
- 職員の状況 園長 主幹教諭 保育教諭 保育補助 事務員
業務委託(栄養士・調理員)
- 保育理念 自分で遊び、自分で考え、実行しやり遂げる
- 保育方針 キリスト教的精神の基にモンテッソーリ教育法で
個々の子どもたちの自由を尊重し、社会性を養い、
豊かな人間性、自立した子どもたちを育てます。
- 特色 縦割りのクラス編成、モンテッソーリ教育の実施
スクールバス(相生市内・たつの方面・赤穂方面)
- お問合せ TEL 0791-23-5141 まで
- OHP <http://youchien-net.jp/> ※ようちえんねっとう→相生市



モンテッソーリ教育

どの子にも備わっている育つ力を支え
子どもの心に寄り添う教育です。



年間行事

1学期 入園式 個人懇談 夏祭り デイキャンプ(5歳児)

2学期 遠足 運動会 七五三の祝別 クリスマス祝会

3学期 生活発表会 卒園式

★お誕生会は毎月開催しています。



相生市認可 小規模保育施設



キッズサポートひかりが丘保育園



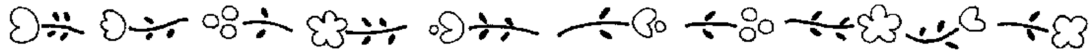
家庭的な雰囲気の中で、すべての子どもに寄り添い、
発達に応じて、きめ細かい保育を心がけています。



園庭には季節の花が咲き、登園時にはアンパンマン遊具や滑り台が子どもたちを
迎えてくれます。当園は相生駅から北西に位置し、近くには横尾池公園があります。
園周辺の散歩では、四季折々の自然を楽しむ環境にあります。



- 所在地 相生市ひかりが丘20-1
- 代表者 園長 中野 美里
- 定員 12名
- 対象年齢 1・2歳児
- 職員の状況 園長・保育士・調理員



保育の目標

- 自分でしようとする子ども
- 思いやりのある子ども
- たっぷり遊んで おいしく食べて
ぐっすり眠ろう



保育の方針

- すべての子どもに分け隔てなく関わり、
豊かな感性を育てます。
- 一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を
養います。
- 保護者との連携を図り、より良い保育のため
の環境・支援に努めます。

主な年間の予定

- | | |
|------------|-----------|
| 4月・入園式 | 12月・クリスマス |
| 7月・プール開き | 1月・お正月あそび |
| ・七夕まつり | 2月・豆まき |
| 8月・野菜収穫 | 3月・ひな祭り |
| 10月・運動会ごっこ | ・お話ごっこ |
| ・いも掘り | ・お別れ会食 |
| 11月・園外保育 | ・卒園式 |

保育の内容

- 基本的な生活習慣を身につける。
- いろいろな遊びを通して模倣や探索をし
言葉のやりとりや表現を楽しむ

季節に応じた活動

歌・絵本の読み聞かせ・リズム遊び・絵画制作

※給食は栄養士の献立作成をもとに、
安全な食材で心を込めて調理します。

- ★毎月…誕生会 身体測定 避難訓練 絵本貸し出し
- ★その他…内科検診(5月10月) 保育参加(保護者参加型)

見学・お問合せ

☎ 0791-23-1165



相生市認可 家庭的保育室 めばえ

家庭的なあたたかい雰囲気の中で、一人ひとりの個性を大切に、その子どもに応じた柔軟できめ細やかな保育をこころがけています。

お天気の良い日は、できるだけ戸外に出て、体を動かし、四季折々の自然に触れながら、遊びを楽しみます。

- 所在地・・・赤坂2丁目19-14
- 設置者・・・上松 厚子
- 入所定員・・・5名
- 対象年齢・・・5ヶ月～2歳児まで
- 職員の状況・保育士・保育補助者・調理員



【 保育目標 】

- ・自分のことを大切にできる子ども
- ・人や物に思いやりの優しい気持ちを持てる子ども
- ・よく食べ よく遊び よく眠る 元気な子ども

【 保育方針 】

- ・一人ひとりを尊重して、自我を育て、生きる力を養います
- ・たくさんの人との関わり合いや四季折々の行事を大切に、豊かな情緒を育てます
- ・保護者の方と話し合いながら、ともに考え、ともに子どもの成長を見つめます

主な年間行事

4月 遠足 5月 内科検診 6月 虫歯予防デー 7月 プール開き 野菜植え 8月 野菜収穫
10月 遠足 内科検診 11月 もみじ狩り 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 おひなまつり お別れ遠足

毎月 ・誕生会 ・避難訓練 ・身体測定 ・クッキング

☆給食・おやつ☆

衛生、安全管理の徹底や、栄養管理の充実に努め、地産地消の献立や旬の献立を心がけ、安全でおいしい給食を提供します。



《お問い合わせ》

家庭的保育室 めばえ

電話23-7441

☎ ブログ

http://blog.livedoor.jp/aioi_mebae/



教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
(施設型給付費・地域型保育給付費等)

申請日をご記入ください

(あて先)相生市長

必ずどこか一つにチェックしてください。

年 月 日

新規入所申込 継続入所申込 転園希望

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請し、かつ保育施設の利用を申し込みます。

申請児童	氏名		生年月日 ※年齢は2025.4.1現在	性別	保護者 との続柄	支給認定証番号*		
	(ふりがな) あいおい はなこ 相生 花子		令和4年4月1日生 (3歳0ヶ月)	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	子	個人番号		
保護者	相生 太郎		平成2年2月3日生	電話番号(自宅)		0791-22-7175		
	(住所) 相生市旭一丁目6番28号			父携帯		012-3456-7890		
幼稚園への入園申込		あり・ <input checked="" type="radio"/> なし		母携帯		098-7654-3210		
保育の利用を必要とする理由 (該当するものにチェック)		父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()				(備考)	
		母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()				(備考)	
希望する利用時間		利用曜日		利用時間				
		月	曜日から	金	曜日まで	8時30分から 16時00分まで		
		保育短時間利用(8時間)を希望しますか? <input checked="" type="radio"/> はい・いいえ						
ひとり親世帯等の適用の有無		<input checked="" type="radio"/> 無・有 (<input type="checkbox"/> ひとり親世帯等 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯)						
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="radio"/> 無・有 (年 月 日保護開始)						
区分	氏名	生年月日		性別	児童との続柄	勤務先名又は学校名等	勤務先の連絡先	
		個人番号						
児童の世帯員	相生 太郎	平成2年2月3日生		男・ <input type="radio"/> 女	父	(株) 相生	22-0000	
	相生 相子	平成2年2月3日生		男・ <input checked="" type="radio"/> 女	母	(株) 矢野川	22-1234	
	相生 相太	平成29年2月5日生		男・ <input type="radio"/> 女	兄	A保育施設		
	相生 相美	昭和33年3月3日生		男・ <input checked="" type="radio"/> 女	祖母	(株) 佐方	22-4321	
		年 月 日生						
利用を希望する期間		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで						
利用を希望する施設(事業者)名 ※新規入所又は転園希望の場合は必ず第5希望まで記入してください。		施設(事業者)名・希望理由						
		第1希望	A保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入		
		第2希望	B保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入		
		第3希望	C保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入		
		第4希望	D保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入		
		第5希望	E保育施設		(希望理由)	希望している理由を記入		
上記希望施設に空きが無い場合の別施設案内の希望		<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない						

世帯が別であっても住所が同じである家族すべてご記入ください。

必ずどちらか一つにチェックしてください。

(必ず裏面も記入してください)

保育所への入所をご希望のお子さんの健康状況等について記入して下さい。

健康状況	◎ お子さんの健康状態 (良好・普通・弱い)	
	◎ 現在、病院に通院中ですか。(通院していない・通院している) → 通院している場合 (病名 病院名)	
	◎ 障がい、病気・事故の後遺症等がありますか。(なし・あり) → ある場合 (手帳の有・無 身体・療育・精神)	
体質	◎ アレルギー体質ですか。(はい・いいえ・離乳していないのでわからない)	
	◎ 食べさせていけないものがありますか。 (いいえ・はい)	
	◎ 現在、定期的に (いいえ・はい)	
乳幼児健診の状況	◎ 4カ月児健診	
	◎ 10カ月児相談	
	◎ 1歳6カ月児健診	
	◎ 3歳児健診 その結果どうしましたか	
	◎ 心身の発達(言語等)に遅れがある場合 ()	・ あり
	◎ その他気になることがありますか。()	
現在の保育者	父・母(産休育休・休職中・その他) 祖父母(父方・母方) 施設(施設名)	

申請書の第1希望～第5希望の欄にきょうだいで同じ希望施設を書いております、【別々の施設には入所せず、同じ施設への入所を希望する。】にチェックが入っている場合は、調整指数【きょうだいと同時に同一の施設を希望】の加点を行い調整を行いますが、兄弟姉妹で入所できる保育施設がない場合は案内をいたしません。
※希望保育施設に空きがない場合の連絡は行います。

入所申込について

兄弟姉妹の入所について (同時に2人以上の申込みの場合)	<input type="checkbox"/> 別々の施設には入所せず、同じ施設への入所を希望する。 <input checked="" type="checkbox"/> 別々の施設でも良い。 ※同じ施設への入所を希望される場合は、施設の空き状況に応じて調整するため、希望通りの施設への入所案内が出来ない場合があります。
育児休業明けによる入所について	<input type="checkbox"/> 直ちに復職を希望する。 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。

税情報等の提供・支給認定結果の通知に当たっての署名欄

●市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、選考及び保育料決定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
●次年度利用開始の場合は教育・保育給付認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果の通知が翌年3月になることに同意します。

保護者氏名 **相生 太郎**

* 既
※ 市記

申込み時および入所後、保育施設等に申込み状況・家庭状況等を提供します。
同意のうえ、おもて面と同じ保護者氏名をご記入ください。

認定担当者		入力担当者	
認定区分等		支給(利用)期間	
可・否 (否とする理由)	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標 □短)	自 年 月 日	至 年 月 日
支給(入所)の可否	入所施設(事業者)名		
可・否 (否とする理由) 〔 □施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型 〕	<input type="checkbox"/> 認定こども園(□連 □幼(□幼 □保)) □幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 □地域型(□小 □家 □居 □事)		